

# 歩 掛 関 係

令和3年8月1日以降

# 工事費の積算

## ① 直接工事費

### 1 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

#### (1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

#### (2) 価格

「一般土木資材単価」の「資材単価」の「資材単価の決定について」（p 総則-1～）を参照。

### 2 諸経費

#### (1) 諸雑費

##### 1) 諸雑費の定義

諸雑費は、雑材料・小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するものである。

##### 2) 単価表

(イ) 歩掛表に諸雑費率が記載されているもの

所定の諸雑費率の限度いっぱいを目上する。なお、金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(ロ) 歩掛表に諸雑費率が記載されていないもの

諸雑費は計上しない。

##### 3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

### 3 端数処理

#### (1) 端数処理

1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 直接工事費計は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

3) 共通仮設費の各細別ごとの積み上げ金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

7) 歩掛における数量の計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第2位止め、小数第3位四捨五入する。ただし、計算結果が0.01未満の場合、小数第3位まで表示する。

8) 間接工事費等の率計算において、対象としない額の合計金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り上げる。（別添1参照）

9) 処分費等諸経費対象外の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り上げる。

10) 共通仮設費、現場管理費を週休2日補正及びICT補正した率は、下記のとおりとする。

①算定式により求められる共通仮設費率及び現場管理費率を、それぞれ小数第2位止め、小数第3位四捨五入の端数処理を行う。

②その後、施工地域補正及び週休2日補正、ICT補正を乗じて、再度、小数第2位止め、小数第3位四捨五入の端数処理を行う。

11) スクラップがある場合や現場環境改善費がある場合の計算例は、別添2を参照。

12) 処分費等諸経費対象外の金額の計算例は、別添2を参照。